

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

23 達第 12 号

平成 23 年 12 月 20 日

改正 平成 27 年 6 月 25 日 27 達第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本海洋科学振興財団（以下「当財団」という。）定款第 19 条及び第 37 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(評議員の報酬等)

第 3 条 評議員については、1 事業年度の総額が 60 万円を超えない範囲で、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 前項の報酬等の額は、別表のとおりとする。

(常勤役員の報酬等)

第 4 条 常勤役員については、評議員会が定める総額の範囲内で、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 前項の報酬等の額は別表のとおりとし、会長が理事会の承認を得て決定する。

(非常勤役員の報酬等)

第 5 条 非常勤役員については、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 前項の報酬等の額は、別表のとおりとする。ただし、1 月あたり 2 日以上勤務する非常勤役員の勤務日数は、1 事業年度 40 日を限度とする。

(費用)

第6条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤の実態に応じ、通勤手当を支給することができる。

3 役員等には、出張に要する旅費を支給することができる。

(報酬の支給方法等)

第7条 報酬の支給日、支給方法、報酬から控除する額等支給に関する詳細は、別に定める。

(公表)

第8条 当財団は、この規程をもって、「認定法」第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

報 酬 等 の 額

1. 評議員及び非常勤役員の報酬等の額

区 分	日 額 (円)	記 事
評議員会出席	10,000	
理事会出席	10,000	
監事による監査	10,000	
会長が指示した職務(当財団が主催(共催)するシンポジウム等への出席)	10,000	

2. 常勤役員の報酬等の額

区 分	年 額 (千円)	記 事
専務理事	17,000以内	
常務理事	17,000以内	
理 事	16,500以内	

3. 月2日以上勤務する非常勤役員の報酬等の額

区 分	日 額 (円)	記 事
理 事 長	20,000	